

[村上市被災商業地域活性化事業]



令和4年8月3日からの大雨により被災した商業地域において
商工会等が取り組む**販路拡大、賑わい創出、仮設店舗の設置、
商業施設の整備**など対し、**村上市が補助金を交付**します。

■ 事業の概要

補助対象者	商工会、商工会議所、商店街振興組合、商店街協同組合、規約等により代表者の定めがある任意団体など
補助対象事業	(1) 販売促進、賑わい創出等の取組 (2) 被災した事業者による空き店舗等を活用した仮設店舗等の設置 (3) 商業基盤施設の整備
補助対象経費	委員・講師等への謝金・旅費、会議費、会場借上料、工事費、器具・設備等整備費、機械機具取得費、機器借上・賃借料、備品費、消耗品費、雑役務費、委託費、広告宣伝費、店舗賃借料、その他事業の実施に必要な経費
補助金額	補助率：補助対象経費 × 2/3以内 上限額：(1) 100万円 (2) 200万円 (3) 300万円

■ 事業採択までの手続き

①計画書提出	令和5年 4月1日 (金) ~ 令和5年 12月21日 (水) ※申請書を提出する前に、計画書を作成し、市及び県の事前審査を受ける必要があります
②申請書受付	令和5年 4月1日 (金) ~ 令和6年 1月31日 (火) ※①の事前審査を受けた後、申請書を作成してください
提出方法	【郵送の場合】〒958-8501 村上市三之町1-1 村上市地域経済振興課 宛て 【電子メールの場合】 keizai-kt@city.murakami.lg.jp
申請書類の 入手方法	下記、担当までご連絡ください

お問い合わせ

村上市 地域経済振興課 経済振興室

TEL : 0254-53-2111

メール : keizai-kt@city.murakami.lg.jp



■ 補助事業の流れ

